

——— 手当・年金・貸付等の諸制度 ———

1. 手当及び年金制度

(1) 特別障害者手当（国制度）

支 給 要 件	20歳以上の在宅の方で、重度の重複障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
認 定 基 準	重度の障害が重複している方及びこれに準ずる方（医師が作成した所定の診断書に基づいて判定します。）
支 給 制 限	①本人、配偶者及び扶養義務者の所得が一定額以上の場合 ②施設に入所しているとき又は病院等に3か月以上継続して入院している場合
受 給 資 格 者	障害者本人
支 給 額	月額 30,450円
支 給 月	5月・8月・11月・2月（年4回）
申請に必要なもの	①所定の申請書 ②身体障害者手帳又は療育手帳 ③所定の診断書 ④前年分の年金収入額がわかるもの ⑤戸籍謄本 ⑥振込先の銀行等の通帳
申 請 窓 口	社会福祉課 TEL 62-2141 内線 324

(2) 障害児福祉手当（国制度）

支 給 要 件	20歳未満の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障害がある児童
認 定 基 準	身体障害者手帳1級・2級（一部）及び療育手帳A1の認定を受けた方又はこれに準ずる障害を有する方
支 給 制 限	①扶養義務者の所得が一定額以上の場合 ②施設に入所している場合（通園施設は除く）
受 給 資 格 者	障害児（者）本人
支 給 額	月額 16,560円
支 給 月	5月・8月・11月・2月（年4回）
申請に必要なもの	①所定の申請書類 ②身体障害者手帳又は療育手帳 ③戸籍謄本 ④所定の診断書 ⑤振込先の銀行等の通帳
申 請 窓 口	社会福祉課 TEL 62-2141 内線 324

(3) 心身障害児等在宅扶養手当（市制度）

支 給 要 件	20歳未満で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害児又は障害者総合支援法の対象疾患のある難病児（以下「障害児等」という。）
支 給 制 限	①受給資格者及びその配偶者の所得が一定額以上の場合（特別児童扶養手当の所得基準に準ずる） ②障害児等が施設に入所している場合（通園施設は除く） ③障害児等が障害児福祉手当を受給している又は受給資格者が特別児童扶養手当を受給している場合
受 給 資 格 者	市内に住所を有し、障害児等を監護している方（保護者）
支 給 額	月額 5,000円
支 給 月	4月・8月・12月（年3回）
申請に必要なもの	①所定の申請書類 ②身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者総合支援法の対象疾患であることが確認できるもの ③保護者の銀行等の通帳
申 請 窓 口	社会福祉課 TEL 62-2141 内線 321

(4) 特別児童扶養手当（国制度）

支 給 要 件	中程度以上の障害のため日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童をその父若しくは母が監護しているとき、又は父母以外の者が養育しているとき。（障害程度は、所定の診断書により判定します。）
支 給 制 限	①本人、配偶者及び扶養義務者の所得が一定額以上の場合 ②児童が施設に入所している場合（通園施設は除く） ③支給対象児童が障害を事由とする公的年金を受けている場合
受 給 資 格 者	上記児童を監護している父、母又は父母以外で上記児童を養育している方
支 給 額	障害児一人につき月額 1級認定 58,450円 2級認定 38,930円
支 給 月	4月・8月・12月（年3回）
申請に必要なもの	①所定の認定請求書 ②戸籍謄本（請求者と対象児童のもの） ③住民票（状況により世帯全員分が必要となります。） ④各種障害者手帳 ⑤所定の診断書（省略できる場合があります。） ⑥受給者名義の銀行等の通帳
申 請 窓 口	社会福祉課 TEL 62-2141 内線 324

※12月期の手当は、所得状況届の審査が終わっている場合、11月期に受け取ることができます。

(5) 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚、父母の死亡等のために父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。一定の障害の状態にある場合は20歳未満まで）を監護又は養育している方に支給されます。また、父または母が一定の障害状態にある場合についても支給されます。

〈受給資格者〉

支給対象児童を監護している父母又は養育者（父または母以外で児童と同居して監護し、生計を維持している者）

〈支給月額〉 令和8年4月～令和9年3月分

	全部支給	一部支給
児童扶養手当	48,050 円	48,040 円～11,340 円
児童扶養手当(第2子以降加算額)	11,350 円	11,340 円～5,680 円

〈支給制限〉

- ① 日本国内に住所を有しないとき
- ② 児童福祉法による里親に委託されているとき
- ③ 児童福祉施設に入所しているとき
- ④ 前年の所得が一定限度額以上であるとき

〈請求及び問い合わせ〉 子ども家庭課（総合保健福祉センター内） TEL 67-6324

(6) 産科医療特別給付事業

令和3年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、令和4年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給します。

〈給付対象の3つの基準〉

- ① 平成21年以降平成26年末日までに、在胎週数28週以上33週未満で出生した児、または在胎週数33週以上かつ2,000g未満で出生した児
平成27年以降令和3年末日までに、在胎週数28週以上32週未満で出生した児、または在胎週数32週以上かつ1,400g未満で出生した児
- ② 先天性要因および新生児期の要因によらない脳性麻痺であること ※児が生後6カ月未満で死亡した場合は、給付の対象としない
- ③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性麻痺であること

〈申請期間〉 令和7年1月10日から令和11年12月31日まで

〈問い合わせ〉 産科医療特別給付事業専用コールセンター TEL 0120-299-056

(7) 国民年金（障害基礎年金）

国民年金に加入している間（過去に加入していた60歳以上65歳未満の方を含む）に事故若しくは疾病によって重度障害の状態になった場合に支給されます。

なお、20歳前の事故若しくは疾病によって重度障害の状態になった場合は、20歳から支給されます。

1級障害 …… 年額 1,059,125円 2級障害 …… 年額 847,300円 〈令和8年度〉

〈請求及び問い合わせ〉 保険介護課 TEL 62-2141 内線 192・193

(8) 厚生年金（障害厚生年金）

厚生年金の被保険者期間中に事故又は疾病によって重度障害の状態になった場合、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

〈請求及び問い合わせ〉

和歌山東年金事務所 和歌山市太田 3-3-9 TEL 073-474-1841

2. 心身障害者扶養共済制度（県制度）

心身障害者（児）の保護者（申込者）が死亡した場合、又は重度障害者になった場合に、残された障害者（児）に終身一定額の年金を支給することで、障害者（児）の生活の安定と福祉の増進に資することを目的とした制度です。

対 象 と な る 障 害 者 の 範 囲	(1) 知的障害のある方 (2) 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方 (3) 精神又は身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が(1)又は(2)と同程度と認められる方。
加 入 で き る 保 護 者	加入年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満で、特別の疾病又は障害がなく生命保険契約の対象となる健康状態にある方 ※障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人です。
年 金 額	1口加入 月額 20,000円 2口加入 月額 40,000円
掛 金	掛金額は、加入時の年齢により異なります。支払は月払い。
申 請 に 必 要 な も の	①申込書、住民票の写し、申込者（被保険者）告知書等所定の書類 ②心身障害者（児）の障害の種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳、療育手帳及び年金証書等） ③年金管理者指定届書（障害のある方が年金を管理するのが困難なとき）

〈申請及び問い合わせ〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 388

3. 生活福祉資金等の貸付

この貸付金制度は借受人が民生委員・児童委員の助言指導を得ながら自立できる世帯などで、自立に必要な資金を他から借りることが困難な方（主に世帯主）に貸し付ける制度です。

※ 貸付制度を受けるには、所得制限等条件がありますので詳しいことは岩出市社会福祉協議会までご相談ください。

〈問い合わせ〉 岩出市社会福祉協議会

岩出市金池92 総合保健福祉センター内 TEL 63-3246